

市 民 憲 章

昭和 39 年(1964 年)5 月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- わたくしたち芦屋市民は
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- わたくしたち芦屋市民は
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- わたくしたち芦屋市民は
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- わたくしたち芦屋市民は
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- わたくしたち芦屋市民は
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。